

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第二十二号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二十二第一項中「福祉医療部医療政策局薬務・衛生課」を「福祉保険部医療政策局薬務・衛生課」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。